【質問】

下記の①から⑥の艇は、タイムリミットの起点となる先頭艇か? ただし、ケース 1、ケース 2 のいずれの場合も、<u>艇は最終マークの方向からフィニッシュラインを</u> 最初に横切った。

- ① 定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走した艇
- ② 定義通りのスタートをしたが、途中のマークを正しくない側に見て通過した艇
- ③ 定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走したが、途中のマークに接触して回転 ペナルティーを履行しなかった艇
- ④ 規則 30.3 に違反したが、定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走した艇
- ⑤ 規則 30.3 に違反し、定義通りのスタートをしなかった艇
- ⑥ 規則 30.3 が適用されていないスタートで、定義通りのスタートをしなかった艇

ケース 1

帆走指示書に、「先頭艇がコースを帆走して、フィニッシュ後〇〇以内にフィニッシュしない艇は、 審問なしに『フィニッシュしなかった』と記録される。この項は、規則35、A4、A5を変更している。」と書かれていた場合。(Appendix L 15.2 と同じ形式)

ケース 2

<u>帆走指示書に、「<mark>規則30.3に違反しないでスタートした先頭艇がコースを帆走して</mark>、フィニッシュ後</u> <u>〇〇以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに……」と書かれていた場合。</u> (Appendix L 15.2に 「規則30.3に違反しないでスタートした」が追記されている。)

【回答】

大会を管理するその他の文書が別のことを定めていない場合には、<u>帆走指示書中の「コースを帆走する」は、規則28(コースの帆走)に従うことであると考えられる。</u>したがって、

ケース 1 の場合

- ① の艇は、定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走したので、タイム・リミット の起点となる先頭艇である。
- ② の艇は、定義通りのスタートをしたが、規則 28.1 に違反しておりコースを帆走していないので、 タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇ではない。</u> (着順を記録した上でレース委員会からこの艇 に対し抗議することが必要)
- ③ の艇は、定義通りのスタートをし、規則 31 に違反したが、規則 28.1 に従ってコースを帆走した ので、タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇である。</u> (着順を記録した上でレース委員会からこ の艇に対し抗議することが必要)
- ④ の艇は、規則 30.3 に違反したが、定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走したので、タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇である。</u>(BFDと記録される。)
- ⑤ の艇は、規則 30.3 に違反し、その後定義通りのスタートをしていないので、規則 28.1 に違反している。この艇はコースを帆走していないので、タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇ではない。</u>

(BFDと記録される。)

⑥ の艇は、定義通りのスタートをしていないので、規則 28.1 に違反している。この艇はコースを帆走していないので、タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇ではない。</u> (OCSまたはDNSと記録される)

ケース2の場合

- ① の艇は、定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走したので、タイム・リミット の起点となる先頭艇である。
- ② の艇は、定義通りのスタートをしたが、規則 28.1 に違反しておりコースを帆走していないので、 タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇ではない。</u> (着順を記録した上でレース委員会からこの艇 に対し抗議することが必要)
- ③ の艇は、定義通りのスタートをし、規則 31 に違反したが、規則 28.1 に従ってコースを帆走した ので、タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇である。</u> (着順を記録した上でレース委員会からこ の艇に対し抗議することが必要)
- ④ の艇は、規則30.3 に違反しているので、帆走指示書により、タイム・リミットの起点となる<u>先頭</u> 艇ではない。(BFDと記録される。)
- ⑤ の艇は、規則30.3 に違反しているので、帆走指示書により、タイム・リミットの起点となる<u>先頭</u> 艇ではない。(BFDと記録される。)
- ⑥ の艇は、定義通りのスタートをしていないので、規則 28.1 に違反している。この艇はコースを帆走していないので、タイム・リミットの起点となる<u>先頭艇ではない。</u> (OCSまたはDNSと記録される)

まとめ

		先頭艇であるか?	
		ケース 1	ケース 2
1	定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走した艇	Yes	Yes
2	定義通りのスタートをしたが、途中のマークを正しくない側に見て通過した艇	No	No
3	定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコースを帆走したが、途中のマー	Yes	Yes
	クに接触して回転ペナルティーを履行しなかった艇		
4	規則 30.3 に違反したが、定義通りのスタートをし、規則 28.1 に従ってコース	Yes	NO
	を帆走した艇		
⑤	規則30.3に違反し、定義通りのスタートをしなかった艇	No	No
6	規則30.3が適用されていないスタートで、定義通りのスタートをしなかった艇	NO	No